○内閣府令第五十五号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資産運用高度化室等及び金融企画管理官等） **第三条**　総合政策課に、資産運用高度化室及び社会環境金融室並びに金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び研究官四人を置く。 ［２・３　略］ ［項を削る。］	（資産運用高度化室等及び金融企画管理官等） **第三条**　総合政策課に、資産運用高度化室、金融サービス利用者相談室及び社会環境金融室並びに金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、研究官五人及び金融行政相談官一人を置く。 ［２・３　同上］ ４　金融サービス利用者相談室は、総合政策課の所掌事務のうち金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務をつかさどる。 ５　金融サービス利用者相談室に、室長を置く。
［項を削る。］ ４～７　［略］ ［項を削る。］	６～９　［同上］ 10　金融行政相談官は、命を受けて、金融サービス利用者相談室の所掌事務のうち金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務のうち専門的事項に係る事務に従事する。
（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等） **第四条**　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室、経済安全保障室、金融サービス利用者相談室、金融サービス仲介業室、貸金業室及びフィンテックモニタリング室並びにマクロプルーデンス調整官一人、企画官二人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人、経済安全保障専門官二人及び金融行政相談官一人を置く。 ［２～５　略］ ６　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十六項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。 ７　［略］ ８　マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　令第三条第一項第三十六号ヲに掲げる者の監督に関すること。 ［９～11　略］ 12　金融サービス利用者相談室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務をつかさどる。 13　金融サービス利用者相談室に、室長を置く。 14　金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十六号ハ、ニ、カ及びヨに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。 15～17　［略］	（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等） **第四条**　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室、経済安全保障室、金融サービス利用者相談室、金融サービス仲介業室、貸金業室及びフィンテックモニタリング室並びにマクロプルーデンス調整官一人、検査企画官一人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人及び経済安全保障専門官二人を置く。 ［２～５　同上］ ６　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十四項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。 ７　［同上］ ８　［同上］ 一　［同上］ 二　令第三条第一項第三十六号ルに掲げる者の監督に関すること。 ［９～11　同上］ ［項を加える。］ 12　金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十六号ハ、ニ、ワ及びカに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。 13～15　［同上］